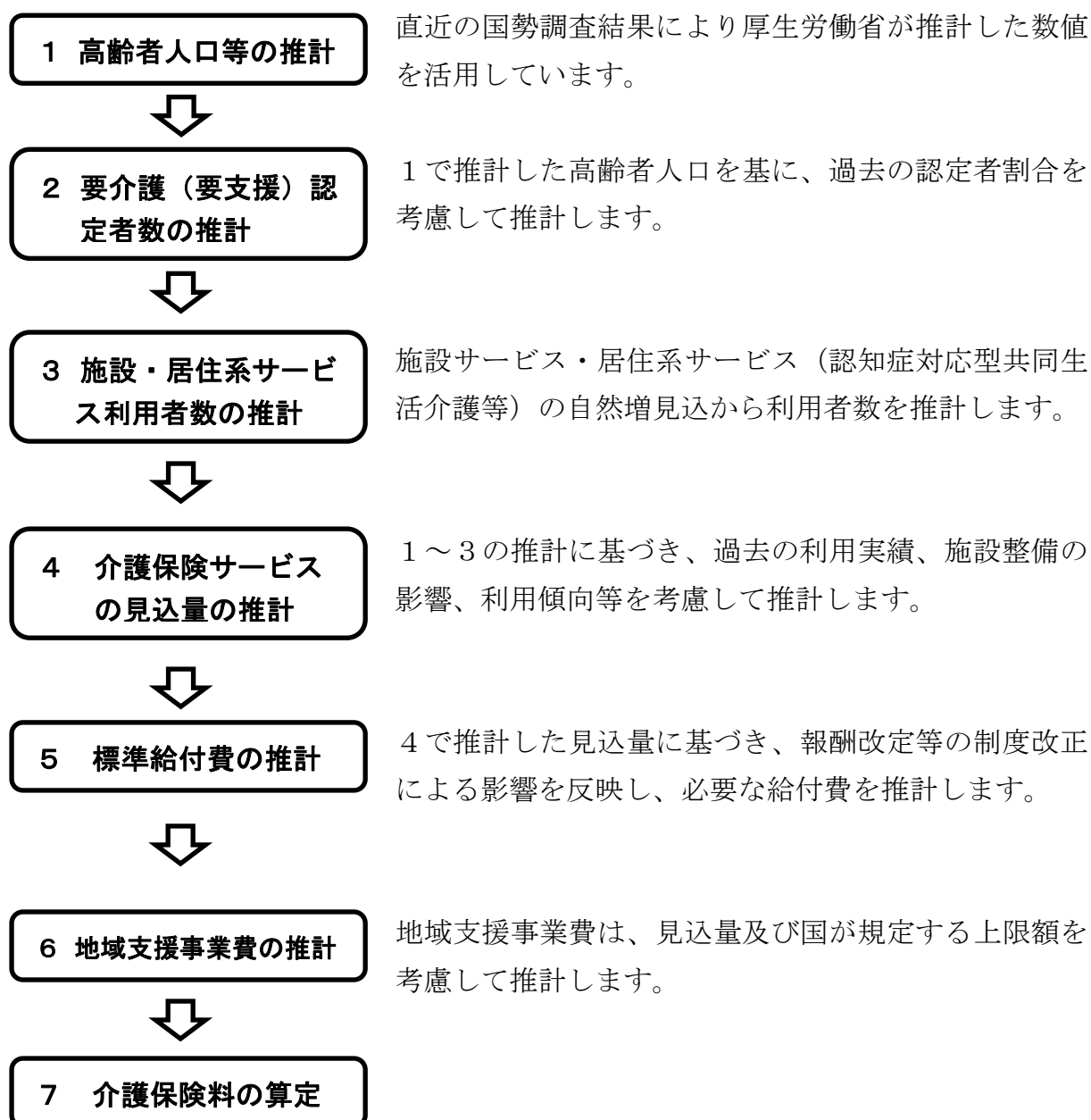


第5章 介護保険サービス等の見込み

【介護保険料算定の流れ】

地域包括ケア見える化システムの将来推計機能を活用し、以下の流れで推計を行いました。



1. 高齢者人口及び要介護認定者等の推計

(1) 人口の推計方法

地域包括ケア見える化システムの将来推計機能に基づき、令和2年10月1日現在の住民基本台帳人口を用いて推計を行いました。

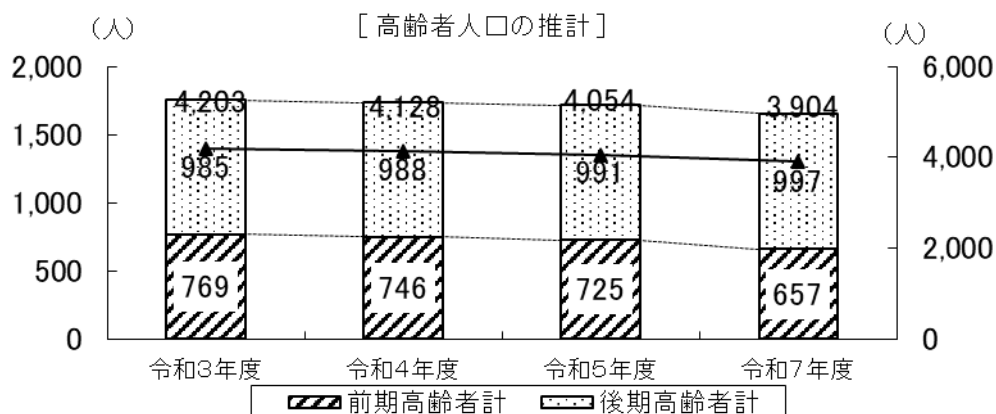
(2) 高齢者人口の推計

本町の総人口は、令和3年度4,203人から令和5年度4,054人と減少が予測されます。令和7年度はさらに減少し、3,904人になるものと見込まれます。

年齢別にみると、40～64歳の人口は令和3年度1,244人から令和5年度1,188人と減少し、高齢者人口も令和3年度1,754人から令和5年度1,716人と減少し、団塊の世代は高齢期にすでに到達していることから、前期高齢者（65～74歳）の人口も令和3年度769人から令和5年度725人へ減少することが見込まれます。

(単位:人、%)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度
総人口	4,203	4,128	4,054	3,904
40～64歳(第2号被保険者)	1,244	1,216	1,188	1,105
高齢者人口(第1号被保険者)	1,754	1,734	1,716	1,654
前期高齢者	769	746	725	657
65～69歳	361	352	344	317
70～74歳	408	394	381	340
後期高齢者	985	988	991	997
75～79歳	262	282	302	361
80～84歳	253	245	238	214
85～90歳	251	240	228	194
90歳以上	219	221	223	228
高齢化率	41.7	42.0	42.3	42.4
前期高齢化率	43.8	43.0	42.2	39.7
後期高齢化率	56.2	57.0	57.8	60.3



(3) 男女別高齢者人口の推計

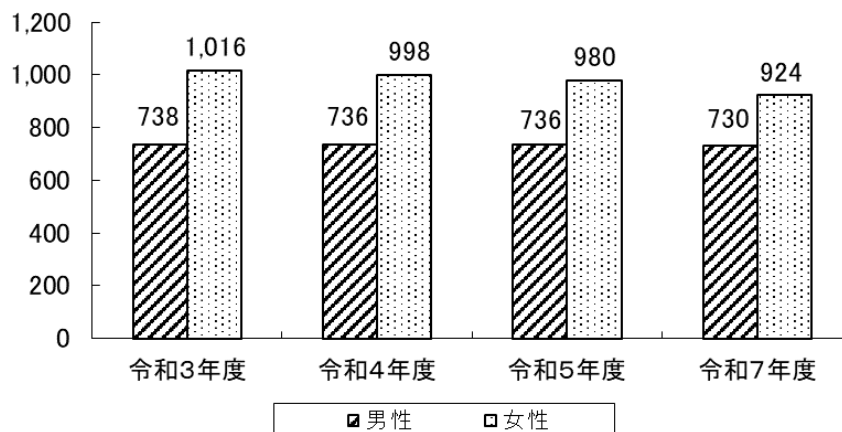
男女別に高齢者人口の推移をみると、前期高齢者人口は男性、女性とも減少しており、令和3年度では男性393人、女性376人から令和5年度には男性374人、女性351人となっています。後期高齢者については、令和3年度では男性345人、女性640人から令和5年度には男性362人に増加、女性629人に減少するものと予測されます。

前期高齢者については男性の占める割合がやや多くなっていますが、後期高齢者については、女性の占める割合が多くなっています。

[男女別高齢者人口の将来推計]

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	
高齢者人口 (第1号被保険者)	人数(人)	1,754	1,734	1,716	1,654	
	男性	人数(人)	738	736	736	730
		構成比(%)	42.1	42.4	42.9	44.1
女性	人数(人)	1,016	998	980	924	
		構成比(%)	57.9	57.6	57.1	55.9
前期高齢者 (65~74歳)	人数(人)	769	746	725	624	
	男性	人数(人)	393	383	374	344
		構成比(%)	51.1	51.3	51.6	55.1
女性	人数(人)	376	363	351	313	
		構成比(%)	48.9	48.7	48.4	50.2
後期高齢者 (75歳以上)	人数(人)	985	988	991	997	
	男性	人数(人)	345	353	362	386
		構成比(%)	35.0	35.7	36.5	38.7
女性	人数(人)	640	635	629	611	
		構成比(%)	65.0	64.3	63.5	61.3

(人) [男女別高齢者人口の将来推計]



(4) 要介護認定者数等の推計方法

要介護認定者数は、平成30年、令和元年及び令和2年の9月30日時点の認定率（高齢者人口に対する要介護認定者数の割合）の実績に基づき推計しています。

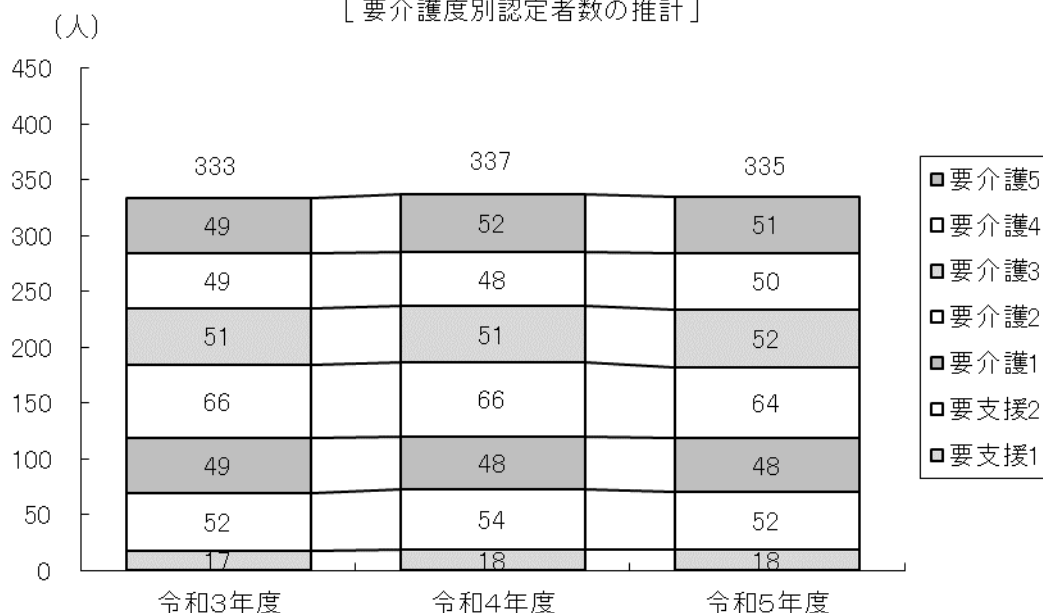
(5) 要介護認定者数等の推計

要介護認定者数等については、次のように推計しています。

(単位:人)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定者数	333	337	335
要支援1	17	18	18
要支援2	52	54	52
要介護1	49	48	48
要介護2	66	66	64
要介護3	51	51	52
要介護4	49	48	50
要介護5	49	52	51

[要介護度別認定者数の推計]



2. 介護保険サービス利用者数等の推計

介護保険サービス利用者数等については、過去の実績や今後の認定者数等に留意するとともに、「介護離職ゼロ」に向け、家族等が今後介護をしながら仕事を続けること

ができるサービス量となるよう推計しています。高齢者人口の減少により、介護サービス需要の成熟化が進むことから、今後大きく介護保険給付費が増えることはないと推計しています。令和3年度から令和5年度までほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

(1) 居宅サービス等の利用者数等の推計

居宅（介護予防）サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び福祉用具貸与等をいい、標準的地域密着型（介護予防）サービスとは、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護をいいます。過去の実績等に基づき、利用者数及び利用回数について推計しています。

(2) 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設サービスの利用者数の推計については、令和3年度から令和5年度まで横ばいで推移するものと見込まれます。また、施設入居者のうち要介護4・5の認定者を7割程度とすることを目標としています。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設利用者数	(A)	87	86	86
	うち要介護4. 5	60	60	61
	要介護4～5の者の割合	69.0	69.8	70.9
介護専用居住系サービス利用者数		12	13	14
介護専用以外居住系サービス利用者数		0	0	0

※施設サービス：介護保険3施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※介護専用居住系サービス：認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護（介護専用）、地域密着型特定施設入居者生活介護

※介護専用以外居住系サービス：特定施設入居者生活介護（介護専用以外）、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

(3) その他の居住系サービス利用者数の推計

介護保険3施設のほか、町内に事業所のある認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を十分に活用し、サービス利用者の多様なニーズに応じていきます。

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	箇所数	1	1	1
	必要利用定員総数	9	9	9

3. 介護保険サービスの事業量及び給付費の見込み

(1) 介護サービスの事業量及び給付費の見込み

介護サービスの事業量及び給付費については、過去の利用実績等を勘案して次のように推計しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 居宅サービス				
訪問介護	給付費(千円)	40,563	41,695	41,336
	回数(回)	1,228.8	1,261.4	1,250.6
	人数(人)	46	48	48
訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
訪問看護	給付費(千円)	6,637	7,966	7,930
	回数(回)	69.2	82.7	82.3
	人数(人)	14	17	17
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
居宅療養管理指導	給付費(千円)	202	202	202
	人数(人)	2	2	2
通所介護	給付費(千円)	81,892	82,083	81,380
	回数(回)	816.7	817.7	814.0
	人数(人)	106	105	104
通所リハビリテーション	給付費(千円)	11,835	11,962	12,026
	回数(回)	115.1	116.1	116.6
	人数(人)	12	12	12
短期入所生活介護	給付費(千円)	42,130	43,157	43,408
	日数(日)	415.7	423.7	425.9
	人数(人)	55	55	55
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,489	1,490	745
	日数(日)	12.0	12.0	6.0
	人数(人)	2	2	1
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
福祉用具貸与	給付費(千円)	12,438	12,546	12,546
	人数(人)	88	89	89
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	457	457	457
	人数(人)	1	1	1
住宅改修費	給付費(千円)	1,243	1,243	1,243
	人数(人)	2	2	2
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	6,114	8,572	9,703
	人数(人)	3	4	4

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	9,562	9,567	9,567
	人数(人)	5	5	5
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	23,491	23,504	23,504
	人数(人)	8	8	8
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0
	人数(人)	0	0	0
(3) 施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費(千円)	131,242	131,314	131,314
	人数(人)	43	43	43
介護老人保健施設	給付費(千円)	138,501	138,577	138,577
	人数(人)	40	40	40
介護医療院	給付費(千円)	13,807	13,815	14,709
	人数(人)	3	3	3
介護療養型医療施設	給付費(千円)	3,733	0	0
	人数(人)	1	0	0
(4) 居宅介護支援				
	給付費(千円)	24,931	24,718	24,920
	人数(人)	143	141	142
合計				
	給付費(千円)	550,267	552,868	553,567

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用:※1:第8期平均値/令和2年度の値*100

(2) 介護予防サービス事業量及び給付費の見込み

介護予防サービスの事業量及び給付費については、過去の利用実績等を勘案して次のように推計しました。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1) 介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防訪問看護	給付費(千円)	380	380	380	
	回数(回)	6.6	6.6	6.6	
	人数(人)	2	2	2	
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	373	498	373	
	人数(人)	3	4	3	
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	2,163	2,646	2,646	
	人数(人)	5	6	6	
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	1,519	1,520	1,520	
	日数(日)	20.2	20.2	20.2	
	人数(人)	4	4	4	
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	1,847	1,927	1,847	
	人数(人)	45	47	45	
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	233	233	233	
	人数(人)	1	1	1	
介護予防住宅改修	給付費(千円)	364	364	364	
	人数(人)	1	1	1	
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
(2) 地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	
	人数(人)	0	0	0	
(3) 介護予防支援					
合計	給付費(千円)	2,210	2,320	2,374	
	人数(人)	41	43	44	
合計		給付費(千円)	9,089	9,888	9,737

※給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用※1:第8期平均値/令和2年度の値*100

4. 地域支援事業の見込み

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業費として、令和3年度は21,000千円、令和5年度からは20,900千円の事業費を見込んでいます。

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	21,000	21,000	20,900
訪問介護相当サービス	6,500	6,500	6,500
通所介護相当サービス	8,000	8,000	8,000
通所型サービスA	3,700	3,700	3,700
介護予防ケアマネジメント	1,300	1,300	1,200
地域介護予防活動支援事業	1,500	1,500	1,500

(2) 包括的支援事業の見込み

地域包括支援センターは引き続き1か所設置します。地域包括支援センター事業費、また、社会保障充実分として在宅医療・介護連携推進事業費、生活支援体制整備事業費など以下の事業費を見込んでいます。

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
包括的支援事業費	17,970	18,050	18,050
地域包括支援センター事業費	13,000	13,000	13,000
在宅医療・介護連携推進事業費	250	250	250
生活支援体制整備事業費	4,500	4,500	4,500
認知症初期集中支援推進事業	120	200	200
地域ケア会議推進事業	100	100	100

(3) 任意事業の見込み

任意事業の事業費は、令和3年度から令和5年度まで毎年度同額の110千円を見込んでいます。

(単位:千円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度
任意事業		110	110	110
家族介護教室	回数(回)	11	11	11
	事業費(千円)	30	30	30
ケアプラン点検	回数(回)	10	10	10
	事業費(千円)	80	80	80

(4) 地域支援事業費の推計

地域支援事業費全体額として以下の事業費を見込んでいます。

(単位:千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域支援事業費合計	39,080	39,160	39,060
介護予防・日常生活支援総合事業費	21,000	21,000	20,900
包括支援事業費・任意事業費	18,080	18,160	18,160

5. 保険料の算定

(1) 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料

介護保険事業に要する費用は、公費（税金）と保険料によって賄われています。保険給付費については、公費・保険料それぞれ50%ずつの負担割合となっており、第1号被保険者は全体の23%を保険料で負担します。

また、地域支援事業費については、介護予防事業費（介護予防・日常生活総合支援事業費）と包括的支援事業費・任意事業費で公費と保険料の負担割合が異なっていますが、第1号被保険者の負担割合は全体の23%となっています。

(2) 第1号被保険者の保険料段階

第1号被保険者の介護保険料は、所得段階に応じて設定します。

所得段階は、第6期計画より9段階としており、第8期計画も引き続き9段階とします。第1段階から第3段階保険料については、公費（国、県、町）を投入し、更なる負担軽減を図っています。

段階	軽減前		軽減後
第1段階	基準額×0.5	➡	基準額×0.3
第2段階	基準額×0.75		基準額×0.5
第3段階	基準額×0.75		基準額×0.7

[令和3年度4月以降の保険料段階]

段階	対象者	保険料率
第1段階	世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は生活保護費受給者	基準額 ×0.3
	世帯員全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の者	
第2段階	世帯員全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超120万円未満の者	基準額 ×0.5
第3段階	世帯員全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超の者	基準額 ×0.7
第4段階	本人が住民税非課税、世帯員で課税者がいる者のうち、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.9
第5段階	本人が住民税非課税、世帯員で課税者がいる者のうち、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超の者	基準額
第6段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.2
第7段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.3
第8段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5
第9段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が320万円以上の者	基準額 ×1.7

(3) 保険料の推計方法

第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までにおける介護保険料額は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合わせた額に第1号被保険者負担割合を乗じて得た額を基として試算しています。

本計画の保険料推計にあたっては、国が示した「地域包括ケア見える化システム」を用いて算定しています。

第5章 介護保険サービス等の見込み

	合計	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準給付費見込額 (A)	1,779,310,850	591,800,724	593,529,966	593,980,160
総給付費	1,685,416,000	559,356,000	562,756,000	563,304,000
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	55,903,042	19,742,672	18,128,128	18,032,242
特定入所者介護サービス費等給付額	70,545,561	23,374,798	23,655,576	23,515,187
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	14,642,519	3,632,126	5,527,448	5,482,945
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	32,519,248	10,879,812	10,819,718	10,819,718
高額介護サービス費等給付額	33,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	480,752	120,188	180,282	180,282
高額医療合算介護サービス費等給付額	4,500,000	1,500,000	1,500,000	1,500,000
算定対象審査支払手数料	972,560	322,240	326,120	324,200
審査支払手数料一件あたり単価		40	40	40
審査支払手数料支払件数	24,314	8,056	8,153	8,105
審査支払手数料差引額 (K)	0	0	0	0
地域支援事業費(B)	117,300,000	39,080,000	39,160,000	39,060,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	62,900,000	21,000,000	21,000,000	20,900,000
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	39,330,000	13,110,000	13,110,000	13,110,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	15,070,000	4,970,000	5,050,000	5,050,000
第1号被保険者負担相当額(D)	436,220,496	145,102,567	145,518,692	145,599,237
調整交付金相当額(E)	92,110,543	30,640,036	30,726,498	30,744,008
調整交付金見込額(I)	174,264,000	60,606,000	58,196,000	55,462,000
調整率		1.000000000	1.000000000	1.000000000
特別調整交付金の交付見込額		0	0	0
調整交付金見込交付割合(H)		9.89%	9.47%	9.02%
後期高齢者加入割合補正係数(F)		0.7928	0.8113	0.8311
後期高齢者加入割合補正係数(要介護等発生率による重み付け)		0.8113	0.8288	0.8474
後期高齢者加入割合補正係数(1人あたり給付費による重み付け)		0.7743	0.7938	0.8148
所得段階別加入割合補正係数(G)		0.9930	0.9932	0.9927
市町村特別給付費等	0	0	0	0
市町村相互財政安定化事業負担額	0			
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額	0			
保険料収納必要額(L)	352,867,038			
予定保険料収納率	99.80%			

(4) 保険料の算定

ア 所得段階別の加入割合・第1号被保険者数

所得段階別の第1号被保険者数は、次のように見込まれます。

	合計	第8期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	5,204	1,754	1,734	1,716
前期(65～74歳)	2,240	769	746	725
後期(75歳～)	2,964	985	988	991
後期(75歳～84歳)	1,582	515	527	540
後期(85歳～)	1,382	470	461	451
所得段階別加入割合				
第1段階	11.0%	11.0%	11.0%	11.0%
第2段階	10.2%	10.2%	10.1%	10.2%
第3段階	8.1%	8.1%	8.1%	8.1%
第4段階	11.6%	11.6%	11.6%	11.6%
第5段階	24.3%	24.3%	24.3%	24.3%
第6段階	17.3%	17.3%	17.3%	17.3%
第7段階	10.8%	10.8%	10.8%	10.7%
第8段階	4.4%	4.4%	4.4%	4.4%
第9段階	2.4%	2.4%	2.4%	2.4%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	573	193	191	189
第2段階	529	179	175	175
第3段階	421	142	140	139
第4段階	604	203	202	199
第5段階	1,264	426	421	417
第6段階	900	303	300	297
第7段階	560	189	187	184
第8段階	228	77	76	75
第9段階	125	42	42	41
合計	5,204	1,754	1,734	1,716
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	5,169	1,742	1,723	1,704

イ 保険料収納必要額及び保険料基準額の算定

標準給付費及び地域支援事業費の総額に対し、保険料として必要な額及び保険料基準額を、次のように見込みます。第8期の保険料については、保険料基準額(月額)を5,700円とします。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
標準給付費見込額(A)	591,801千円	593,530千円	593,980千円	1,779,311千円
地域支援事業費見込額(B)	39,080千円	39,160千円	39,060千円	117,300千円
合計((A)+(B))(C)				1,896,611千円
第1号被保険者負担分相当額 ((C)×23%)(D)				436,221千円
(D)のうち国庫補助金見込額(E)				82,154千円
実第1号被保険者負担額 ((D)-(E))(F)				354,067千円
準備基金繰入見込額(G)				1,200千円
臨時特例交付金繰入見込額(H)				0千円
保険料収納必要額 ((F)-(G)-(H))(I)				352,867千円
保険料収納必要額(I)から算定した保険料基準額(月額)				5,700円

※令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者負担割合は23%

〔令和3年度から令和5年度までの保険料〕

段階	対象者	保険料率	保険料額 (年額)
第1段階	世帯員全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者又は生活保護費受給者	基準額 ×0.3	20,500円
	世帯員全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の者		
第2段階	世帯員全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超120万円未満の者	基準額 ×0.5	34,200円
第3段階	世帯員全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が120万円超の者	基準額 ×0.7	47,800円
第4段階	本人が住民税非課税、世帯員で課税者がいる者のうち、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の者	基準額 ×0.9	61,500円
第5段階	本人が住民税非課税、世帯員で課税者がいる者のうち、前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円超の者	基準額	68,400円
第6段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が120万円未満の者	基準額 ×1.2	82,000円
第7段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	基準額 ×1.3	88,900円
第8段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	基準額 ×1.5	102,600円
第9段階	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が320万円以上の者	基準額 ×1.7	116,200円

6. 見込み量確保のための方策

(1) 居宅介護給付に係るサービス

居宅介護サービスについては、今後さらにサービスの質の向上及び量の確保ができるよう、事業者や医療機関等と連携を図り支援をしていきます。

また、社会情勢の変化に伴い、サービスを提供する環境も変わることが予想されるため、今後も適切な情報提供・相談援助を行い、サービス必要量を充たすサービス提供が確保できるよう努めていきます。

(2) 居宅予防給付に係るサービス

居宅予防サービスについては、多様な事業者の参入や事業の拡大が促進されるよう、今後も情報提供・相談援助に努め、事業者への支援を図っていきます。

(3) 施設・居住系サービス

特別養護老人ホーム等の施設サービスについては、要介護者の状況を十分勘案しながら、要介護4・5の利用者割合の増加を目指し、重度高齢者への重点化を進めます。

(4) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護など、利用者のニーズと利用者割合のバランスに留意しながら、事業者と連携していくとともに、住み慣れた地域での生活を支援していきます。

特に小規模多機能型居宅介護は、高齢者の希望に応じ、「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせるサービスを受けることができ、地域包括ケアシステムの拠点として有効であることから普及促進に努めていきます。